

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市規則第 1 9 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行
規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 4 4 年市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 5 中、「3 1 万 5 千円」を「3 3 万円」に改める。

別記第 1 0 号を次のように改める。

葬 祭 補 償 請 求 書

(実施機関の職氏名) 様 下記の葬祭補償を請求します。		請求年月日 年 月 日	
		請求者の住所..... ふ り が な 氏 名..... 死亡職員との 続柄又は関係.....	
1 死亡 職員に 関 する 事項	所属部局名		職 名
	氏 名 年 月 日生 (歳)		
	負傷又は発 病の年月日 年 月 日	死 亡 年月日 年 月 日	
2 葬祭 補償 請求 金額 の計 算	(補償基礎額) (A) 330,000+ 円×30= 円		
	(補償基礎額) (B) 円×60= 円		
	(C) (A)、(B)のうち高い金額 □(A) □(B)		
3 葬祭補償請求金額 円			

4 送 金 希 望 の 場 合	口座振替	振込先金融 機 関 名	銀行 支店	*受 理	年 月 日
		□普通預金 □当座預金		*決定金額	円
		口 座 番 号			
		預金名義者			
	送 金 手	受取先金融 機 関 名	銀行 支店	*通 知	年 月 日
	そ の 他			*支 払	年 月 日

〔注意事項〕
請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に **レ**印を記入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第6条の5及び別記第10号様式の規定は、令和8年4月1日以降に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以降に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第6条の5の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第6条の5の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。